

介護予防訪問看護 運営規程

1. 総則

この規程は、定款第3条にもとづき、医療法人同仁会(社団)が行う介護予防訪問看護事業の運営について定めたものである。

2. 名称及び事業所の設置場所

事業所の名称及び設置場所は次の通りとする。

京都市南区唐橋経田町16番地 メディナ唐橋1F

京都九条病院 訪問看護ステーション・マム

3. 介護予防訪問看護事業の運営目的と運営方針

(1) 事業の目的

この事業は、要支援状態と認定された利用者に対し、病気やけが等により介護予防訪問看護が必要とわかりつけの医師が判断した患者の家庭における療養生活を支援し、健康の維持、回復及び日常生活の充実を図ることを目的とする。

(2) 運営の方針

- ①介護予防訪問看護事業を開設の事業所は、独立した位置づけとし、全ての管理業務は、訪問看護ステーションの管理者の責任において実施する。
- ②介護予防訪問看護事業の実施にあたっては、関係官庁並びに地域の関係団体、住民組織との有機的な連携に努め、利用者本位の効果的、かつ適切な運営を図るものとする。
- ③事業者は、運営会議を設置し、事業の運営上必要な事項について、適時協議する。
- ④介護予防訪問看護の実施にあたっては、介護保険法その他の法令、「京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成 25 年 1 月 9 日京都市条例第 39 号)」、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 37 号)」等に定める内容を厳守し、事業を実施するものとする。

4. 職員及び職務

(1) 職員の資格

介護予防訪問看護を実施する職員は、保健師、看護師、及び准看護師、理学療法士(作業療法士)の資格を有し、かつ老人福祉に関して知識と熱意を有している者とする。

(2) 職員の区分、定数及び職務内容

介護予防訪問看護ステーションに次の職員を配置し、職務内容を次の通り定める。

① 管理者 : 保健師または看護師のいずれか 1 名。

管理者は職員を指導監督し、関係機関と連携を図り、設備、備品を適正に保守、管理するほか、緊急時の対応など事業の運営が円滑に遂行できるように全体を総括する。

また、従業者からの業務等に関する相談に応じ適切に対応・対処に努める。

② 保健師または看護師または准看護師のいずれか3名以上(うち1名は管理者と兼務)

保健師または看護師は訪問看護の実施にあたり、利用者ごとに訪問看護計画書及び報告書を作成し、訪問看護を担当する。准看護師は看護計画に基づき訪問看護を実施する。

- ③ 事務職：他事業との兼務者 1名

5. 営業日及び営業時間

- (1) 訪問看護ステーションの営業日及び営業時間は原則として、月曜日～土曜日までの午前 9 時 00分～午後 5 時 30分までとする。
但し、国民の祝日及び 12 月 31 日～1 月 3 日を除く。
- (2) 緊急を要する場合は、前項の規程に関わらず対応する。

6. 介護予防訪問看護の申し込みと実施

介護予防訪問看護は次の通り行う。

- (1) 介護予防訪問看護を希望するものは、主治医に申し込みを行い、主治医は必要性の判断に基づいて訪問看護ステーションに指示書を交付。
訪問看護ステーションの看護師等は、利用者を訪問し、指示書に基づいて看護計画書を作成して、介護予防訪問看護を実施する。
- (2) 利用者またはその家族から訪問看護ステーションに対し、直接介護予防訪問看護の申し込みがあったときは、利用者の主治医に指示書の交付を求めるよう助言を行う。
- (3) 利用者にかかりつけの医師がない場合には、主治医を決めて申し込むことを助言する。

7. 介護予防訪問看護の内容

介護予防訪問看護の内容は次の通りとする。

- ① 病状、障害、全身状態の観察
- ② 清拭、洗髪等による清潔の保持
- ③ 食事及び排泄等日常生活の介助
- ④ 褥創の予防・処置
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ ターミナルケア、認知症患者の看護
- ⑦ 療養生活及び介護に関する助言
- ⑧ カテーテル等の管理
- ⑨ その他（主治医、関係機関等との検討事項など）

8. 緊急時等における対応

- (1) 緊急時の対応方法を主治医、利用者及びその家族と確認の上、介護予防訪問看護を開始することとする。
- (2) 訪問看護師等は、介護予防訪問看護実施中に利用者の容態が急変、その他緊急事態が発生した時速やかに主治医に連絡し、その指示に基づき、適切な処置を行うこととする。
- (3) 訪問看護師等は前項について、その内容を速やかに主治医及び訪問看護ステーションの管理者に報告しなければならない。

9. 事故発生時の対応

利用者及び利用者宅での事故については従事者に常々事故を起こさない様指導しているが、万が一発生した場合は次の通りとする。

- (1) 事故が発生した場合の連絡先は管理者とする。訪問にて対応できるなら出来る限り訪問にて対応する。
- (2) 緊急を要する事態が生じた場合(人身事故)は主治医へ連絡のち指示に従う。主治医との連絡が取れない場合は所属法人が運営する医療機関との連携を取る。(家族同意が必要)
- (3) 関係機関への連絡(家族、ケアマネージャー、市町村など)
- (4) 賠償すべき事故が発生した場合は加入賠償保険会社と連携をとる。
- (5) 事故報告書を作成とともに処理結果を記録したのち内容を解明し再発生を起こさない様にする。

10. 非常災害時の体制

- (1) 当事業所は、非常災害時当の際に、各種関係機関と連携・協力を行う体制を整え、事業が継続できるように努めます。

11. 感染予防対策

- (1) 当事業所は、スタッフの清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行います。
- (2) 看護師は、常に清潔の保持及び健康管理に努め、感染予防に十分留意します。
- (3) 当事業所内、訪問先において感染症が発生した場合、蔓延しないように必要な対策を行っていく。
- (4) 国や市町村から通知が発せられた場合は、その通知に従います。

12. 人権擁護・虐待防止

- (1) 当事業所は、利用者の人権擁護、虐待防止の為当の必要な体制を整備し、虐待を受けたと思われる人を発見した場合は、状況を確認したうえで地域包括支援センターへ相談します。
- (2) 当事業所は、暴言・暴力・ハラスメント等の必要な体制を整備し職員に対する研修会を行います。また、利用者・ご家族からの暴言・暴力・ハラスメント等により、サービスの中断や契約を解除させて頂く場合があります。

13. 利用料

介護予防訪問看護を実施するときは、予め利用者に対し次の事項について了解を求めるものとする。

- (1) 介護予防訪問看護利用料
別紙参照
- (2) 介護予防訪問看護に必要な保険適用外の材料費等は、実費額を徴収する。

14. 通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域は、京都市内の七条通より南側、名神高速より北側、桂川より東側、鴨川より西側の範囲とする。

15. 苦情処理

- (1) 事業者は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、訪問看護に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速かつ適切に対応します。
- (2) 事業者は、提供したサービスに関し、国または地方公共団体が行う調査に協力するとともに、国または地方公共団体から指導又は助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。
- (3) 事業者は、提供したサービスに至る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

16. 個人情報の保護

- (1) 事業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を厳守してきせつに取り扱うものとする。
- (2) 事業者が取り扱う利用者及び家族等の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議棟において、利用者の個人情報をを用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族等の情報をを用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文章により得るものとする。

17. 運営上の留意事項

- (1) 訪問看護ステーションは、社会的な使命を十分に認識し、職員の質的向上を図るため、研究、研修の機会を設け、また質の保証がでうる業務体制を整備しなければならない。
- (2) 職員は業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。但し、サービス担当者会議等で利用者の情報提供する場合は予め書面にて同意を得なければならない。
- (3) この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、開設者である医療法人同仁会(社団)が定めるものとする。
- (4) 職員の就業に関する規程、賃金、退職金に関する規程等は、同仁会(社団)京都九条病院の規程を準用する。
- (5) 事業者は、訪問看護に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

附則

この規程は、平成12年 4月 1日から施行する

下記に改定の履歴を示す。

平成14年2月1日、平成15年4月1日、平成17年4月1日、平成18年12月21日、平成19年4月1日、平成19年9月1日
平成22年4月1日、平成23年7月1日、平成23年10月1日、平成24年3月21日、平成24年4月1日、平成25年6月1日
平成27年4月1日、平成27年8月1日、平成29年12月1日、平成30年4月1日、平成30年6月1日、令和1年10月1日
令和2年4月1日、令和4年6月15日、令和6年6月1日

医療法人同仁会(社団)京都九条病院
訪問看護ステーション・マム